

彙報

第四回國勢調査施行令等の公布

人口問題研究所參與の異動

人口問題研究所參與の異動は昭和十五年五月二十三日付を以て左の通り更迭された（前號要報欄參照）。

内務省計画局長 藤岡長敏

陸軍少將 石本寅三

（各通） 商工書記官 椎名悅三郎

拓務省拓務局長 森部 隆

厚生省衛生局長 加藤於菟丸

人口問題研究所參與被免

陸軍中將 中村明人

人口問題研究所參與被免

昭和十五年國勢調査施行令

（昭和十五年五月二十四日
勅令第三百四十三號）

第一條 昭和十五年國勢調査ハ昭和十五年十月一日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ

第二條 昭和十五年國勢調査ハ前條ノ時期ニ於テ左ノ各號ノ一一該當スル者ニ付之ヲ行フ

一 帝國版圖内ニ現在スル者ニシテ現役軍人又ハ應召中ノ在郷軍人ニ非ザルモノ

二 現役軍人及應召中ノ在郷軍人

三 陸海軍ノ艦船ニ乗組中ノ者ニシテ現役軍人又ハ應召中ノ在郷軍人ニ非ザルモノ

四 從軍中ノ軍屬、從軍報道班員、從軍神官神職及從軍宗教家ニシテ帝國版圖外ニ現在スルモノ

五 前條ノ時期前ニ帝國ノ港灣ヲ發シ途中寄港セズシテル者ハ昭和十五年十月一日午前零時ニ帝國版圖内ニ現在シタル者ト看做ス

六 本令ニ於テ現役軍人トハ陸軍ノ現役將校准士官下士官兵（特別志願將校、現役武官ト爲ルベキ陸軍ノ諸生徒中依託學生生徒以外ノ者及現ニ陸軍ニ於テ修業

第一回 國勢調査の施行令は施行規則其の他の心得と共に五月二十五日付官報を以て公布された。之を掲ぐれば次の如くである。

昭和十五年十月一日午前零時現在を以て行はるる第五回國勢調査の施行令は施行規則其の他の心得と共に五月二十五日付官報を以て公布された。之を掲ぐれば次の如くである。

ノ海軍豫備員候補者ヲ含ミ歸休中ノ下士官兵ヲ除クヲ、應召中ノ在郷軍人トハ陸軍ノ豫備役後備役ノ將校准士官下士官兵、豫備役ノ幹部候補生操縦候補生、歸休兵、補充兵及國民兵役ニ在ル者並ニ海軍ノ豫備役後備役ノ士官特務士官准士官、豫備役後備役第一國民兵役又ハ歸休中ノ下士官兵及海軍豫備員ニシテ充員召集、臨時召集、國民兵召集、演習召集、教育召集、歸休兵召集、補缺召集又ハ勤務召集ヲ受ケタルモノヲ、陸海軍ノ艦船トハ艦船令ニ依ル艦艇特務艦艇雜役船、陸軍所有船、陸軍徵傭船及海軍徵傭船ヲ謂フ

第三條 昭和十五年國勢調査ハ前條ニ該當スル者ニ付左ノ事項ヲ調査ス但シ前條第一項第二號、第三號又ハ第四號ニ該當スル者ニ付ハ第七號ノ事項ヲ調査セズ

一 氏名

二 世帯ニ於ケル地位

三 男女ノ別

四 出生ノ年月日

五 配偶ノ關係

六 所屬ノ産業及職業

七 内閣總理大臣ノ指定スル技能（指定技能）

八 兵役ノ關係

九 出生地

十 本籍地

十一 民籍又ハ國籍

前項第六號ノ所屬ノ產業及職業ハ特別ノ事情アル者ニ付テハ其ノ一部ヲ調査セザルコトヲ得

第一項第七號ノ技能ハ朝鮮、臺灣及樺太ニ於テハ各朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官内閣總理大臣ノ承認ヲ受ケ之ヲ指定ス

第四條 第二條ノ調査ハ各世帶ニ就キ之ヲ執行ス

本令ニ於テ世帶トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帶トス家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帶トス其ノ一人ナル場合亦同ジ

寄宿舎、病院、旅館、下宿屋、合宿所其ノ他家計ヲ共ニセザル者ノ集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセザルモノハ一場屋又ハ一船舶每ニ一世帶ニ準ズ

第五條 世帶主又ハ世帶ノ管理者ハ世帶現在者及世帶關係者ニ就キ第三條第一項各號ノ事項ヲ申告スルノ義務アルモノトス

前項ニ於テ世帶現在者トハ第二條第一項第一號ニ掲

第二條第一項第二號乃至第四號ニ掲タル者ト同一戸籍（昭和七

年律令第二號ニ基クモノヲ含ム）内ニ在ル者ニ限ル

共ニセザル者ノ集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセザルモノハ一場屋又ハ一船舶每ニ一世帶ニ準ズ

第六條 世帶主又ハ世帶ノ管理者ハ世帶現在者及世帶關係者ニ就キ第三條第一項各號ノ事項ヲ申告スルノ義務アルモノトス

前項ニ於テ世帶現在者トハ第二條第一項第一號ニ掲

第三條第一項第二號乃至第四號ニ掲タル者ハ左ノ區

別ニ從ヒ各其ノ世帶ノ世帶關係者トス

第一配偶者アル場合ハ其ノ配偶者ノ現在スル世帶

二 配偶者ナキ場合ハ其ノ父ノ現在スル世帶但シ父

ナキ場合ハ其ノ母ノ現在スル世帶

三 配偶者及父母ナキ場合ハ其ノ子（數人アル場合ハ最年長者）ノ現在スル世帶

四 配偶者、父母及子ナキ場合ハ其ノ祖父ノ現在スル世帶但シ祖父ナキ場合ハ其ノ祖母ノ現在スル世

帶

内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第十一條 市町村長ハ調査ヲ執行スル爲府縣知事ノ認可ヲ經テ市町村ノ區域ヲ調査區ニ分劃ス但シ特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ經テ一町村ヲ以テ

一調査區ト爲スコトヲ得

第十二條 國勢調査ノ事務ヲ執行セシムル爲市町村

報人ナキ場合ハ其ノ本籍地ノ市町村長（市町村長ナキ場合ハ其ノ職務ヲ行フ者）ノ現在スル世帶

前項ノ配偶者ニハ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情（内縁關係）ニ入リタリト認メラルル

者ヲ含ミ父母、子、祖父母及兄弟姊妹ハ第二條第一

項第二號乃至第四號ニ掲タル者ト同一戸籍（昭和七

年律令第二號ニ基クモノヲ含ム）内ニ在ル者ニ限ル

内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第八條 國勢調査ノ事務ヲ處理セシムル爲府縣ニ臨時國勢調査部ヲ置ク

第十五條 國勢調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ擔當調査區内ニ於ケル國勢調査申告書用紙ノ配付、國勢調査申告書ノ蒐集其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第十六條 國勢調査員各世帶ニ就キ前條ノ職務ヲ執行スル期間ハ昭和十五年九月二十一日ヨリ同年十月七日迄トス但シ蒐集シタル國勢調査申告書ノ記載事項ニ關シ質問ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 市町村長ハ（府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町

村長ハ府縣支廳長ヲ經テ）國勢調査申告書及附屬書類ヲ府縣知事ノ定ムル期限迄ニ府縣知事ニ提出シ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ定ムル期限迄ニ之ヲ内閣總理大臣ニ提出スベシ

第十八條 天災事變ノ爲國勢調査員第十六條ノ期間内ニ其ノ職務ヲ執行シ又ハ之ヲ完結スルコト能ハザルトキハ府縣知事ハ直ニ其ノ旨ヲ内閣總理大臣ニ報告

スベシ此ノ場合ニ於テハ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ

第九條 府縣支廳長ハ府縣知事ノ命ヲ承ケ管轄區域内ノ調査ヲ執行ヲ指揮監督ス

第十條 市町村長ハ府縣知事（府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ府縣支廳長）ノ指揮監督ヲ承ケ市町村

認可ヲ經テ區域ヲ限リ別ニ期間ヲ定メ又ハ其ノ期間

ヲ延長ス

府縣知事別ニ期間ヲ定メ又ハ期間ヲ延長シタルトキ

ハ之ヲ告示ス

第十九條 内閣總理大臣ノ要求アリタルトキハ各省大

臣ハ所管ノ官廳、官吏又ハ吏員ニ命ジ内閣總理大臣

又ハ其ノ指定シタル職員ノ指揮ヲ承ケ國勢調査ノ事

務ニ服セシムベシ

第二十條 本令中府縣支廳長、市町村、市町村長町村

長ニ關スル規定ハ市制第六條及第八十二條第三項ノ

市ニ在リテハ各市長、區、區長ニ之ヲ適用シ府縣府

縣知事トアルハ北海道廳北海道廳長官ヲ、總務部長

タル書記官トアルハ總務部長タル北海道廳部長ヲ、

地方事務官トアルハ北海道廳事務官ヲ、府縣官吏ト

アルハ北海道廳官吏ヲ、府縣吏員トアルハ北海道地

方費吏員ヲ、府縣支廳長トアルハ北海道廳支廳長ヲ、

町村町村長トアルハ北海道廳支廳長ヲ、

第二十一條 本令ヲ適用シ難キ場所ニ關スル調査ニ付

テハ内閣總理大臣別ニ其ノ手續ヲ定ム

第二十二條 國勢調査申告書ハ統計上ノ目的以外ニ之

ヲ使用スルコトヲ得ズ

國勢調査申告書ハ如何ナル場合ト雖モ之ヲ公表スル

コトヲ得ズ

第二十三條 府縣市町村及ニ準ズベキモノニ於テハ

國勢調査申告書及附屬書類ノ副本ヲ作成シ又ハ國勢

調査申告書及附屬書類ニ依リ統計ヲ作成スルコトヲ

得ズ

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ

徵役若ハ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 調査ノ職務ノ執行ニ因リ知得タル事項ヲ故ナク

他人ニ漏洩シタル者

二 調査ニ際シ之ヲ忌避シ、申告ヲ爲サズ又ハ不實

ノ申告ヲ爲シタル者

三 申告義務者ヲシテ申告ヲ爲スコトヲ得ザラシメ

タル者

四 虛偽ノ風説ヲ流布シ又ハ僞計若ハ威力ヲ用ヒテ

調査ヲ妨ゲタル者

第五條 朝鮮、臺灣及樺太ニ於テハ第三條第一項

各號ニ掲ガル事項ノ外必要ナル事項ヲ併セ調査スル

コトヲ得此ノ場合ニ於テハ朝鮮總督、臺灣總督及樺

太廳長官ハ内閣總理大臣ノ承認ヲ受クベシ

第二十六條 朝鮮、臺灣及樺太ニ於ケル國勢調査ノ執

行ニ關シテハ第六條乃至第二十一條ノ規定ヲ適用セ

ズ各朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官ニ於テ内閣總

理大臣ノ承認ヲ承ケ別ニ其ノ手續ヲ定ム

第二十七條 府縣市町村ニ於テ國勢調査ト同時ニ其ノ

區域ノ全部又ハ一部ニ對シ必要ナル事項ヲ調査ゼン

トスルトキハ其ノ事項及方法ヲ具シ内閣總理大臣ノ

認可ヲ受クベシ

昭和十五年國勢調査施行規則

(昭和十五年五月二十五日
閣 令 第 六 十 五 號)

第一條 世帶ニ於テ世帶主ナキトキ又ハ不在ナルトキ

ハ事實上之ヲ管理スル者、世帶ニ在ル者ノ選定シタ

ル者又ハ國勢調査員ノ指定シタル者ヲ以テ世帶ノ管

理者トス

第二條 市町村ノ境界未定又ハ不明ノ場所ハ關係市町

明治四十四年四月七日公布法律第六十八號市制抄錄

第六條 勅令ヲ以テ指定スル市ノ區ハ之ヲ法人トス

其ノ財產及營造物ニ關スル事務其ノ他法令ニ依リ

區ニ屬スル事務ヲ處理ス

區ノ廢置分合又ハ境界變更其ノ他區ノ境界ニ關シ

示スベシ

第四條 國勢調査申告書用紙ハ昭和十五年九月二十一日ヨリ同月三十日迄ノ間ニ於テ國勢調査員之ヲ各世帯ニ配付ス

第五條 申告義務者前條ノ期間内ニ國勢調査申告書用紙ノ配付ヲ受ケザルトキハ當該調査區ノ擔當國勢調査員ニ其ノ旨ヲ申出ヅベシ

第六條 申告義務者ハ昭和十五年十月一日午前八時迄ニ國勢調査申告書ヲ作成シ國勢調査員ノ巡回ヲ待チ之ヲ提出スベシ

第七條 昭和十五年十月一日午前零時ニ帝國版圖内ニ現在シタル者ニシテ昭和十五年國勢調査施行令（以下施行令ト稱ス）第二條第一項第一號ニ掲グルモノ

何レノ世帶ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ知リタルトキハ同月四日迄ニ最寄ノ國勢調査員ニ其ノ旨ヲ申出ヅベシ但シ事宜ニ依リ最寄市町村長ニ申出ヅルコトヲ得

施行令第二條第一項第二號乃至第四號ニ掲グル者何

レノ世帶ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ本人又ハ同令第五條ニ規定スル配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、召集通報人若ハ本籍地ノ市町村長ニ於テ知リタルトキ亦前項ニ同ジ

第八條 施行令第二十一條ノ規定ニ依リ別ニ調査手續ヲ定ムベキモノ左ノ如シ

一 宮城、離宮、皇族ノ殿邸其ノ他之ニ準ズベキ個所

二 外國ノ大使館、公使館及軍艦

三 司法大臣ノ管理ニ關スル刑務所

第九條 施行令第二十條ノ規定ハ本令ニ關シ之ヲ準用

昭和十五年國勢調査ニ於ケル 指定技能ニ關スル告示

(昭和十五年五月二十五日)
(内閣告示第六號)

昭和十五年國勢調査施行令第三條第一項第七號ノ規定ニ依リ技能左ノ通指定ス

職業ニ關スルモノ

農業技術者

蠶業技術者

水產技術者

畜產技術者

林業技術者

冶金技術者

機械技術者

電氣機械技術者

電氣通信機械技術者

航空機技術者

造船技術者

化學技術者

鑛山技術者

礦業技術者

火薬技術者

燃料化學技術者

建築技術者

レンズ技術者

食料品技術者

釀造技術者

紡織技術者

染色技術者

木工技術者

土木技術者

建築技術者

電氣技術者

電氣通信技術者(有線、無線電信通信士以外ノモノ)

氣象技術者

農、林、水產學研究員

礦、工學研究員

馬調教師

裝蹄師

發破係

坑內採鑛夫、採炭夫

坑內掘進夫

坑內支柱夫

坑內充填夫

坑內運搬夫

鑿井夫、ボーリング工

製銑工(電氣爐ニ依ルモノ)

製銑工(熔鑛爐其ノ他ニ依ルモノ)

製鋼工(電氣爐ニ依ルモノ)

製鋼工(平爐其ノ他ニ依ルモノ)

非鐵金屬製鍊工(電氣爐ニ依ルモノ)

非鐵金屬製鍊工(其ノ他ノ爐ニ依ルモノ)

非鐵金屬製鍊工(化學操作ニ依ルモノ)

造船現圖工

其ノ他ノ現圖工

金属加熱爐工
金属板壓延伸張工

電氣熔接工
其ノ他ノ熔接工

人造研磨材製造工(旋盤ニ依ル仕上工ヲ除ク)
アセトン工

金属棒、條壓延伸張工

パイプ工(造船所ノ銅工ヲ含ム)

硫安工

金属線伸張工

鉛管工、鉛工

石灰窒素工
硝化綿工

金属瓶取工

レンズ目盛工
ガラス目盛工

醋酸纖維素工
アルミニヤ合成工

機械火造工

レンズ研磨工
レンズ心出、心取工

二硫化炭素工
グリセリン工

熱處理工

蓄電池製造工
バネ工

タル分溜工
石油工

鑄物木型工

義肢仕上工、組立工
綱具工、索具工

人造レジン工
アルミナ製造工

鑄物砂型工

機械器具部品仕上組立工
機械器具總組立工

黒鉛ルツボ工
船體検査工

鑄造工

レンズ調整工、バルサム工
計器組立工

発變電工
機械試運轉工

特殊鑄物工

手仕上工
機械器具部品仕上組立工

看護婦
學歴ニ關スルモノ

旋盤工(金属ニ加工スルモノ)

旋盤工(木材以外ノ非金属ニ加工スルモノ)

第一種
農業 水産、工業及電氣通信ニ關スル實業學校ニ
シテ尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限

タレット工

卓上旋盤工、小型機械工
機械器具總組立工

船體検査工
機械試運轉工

中グリ盤工

ボール盤工
航空機用金屬プロペラ仕上工

船體検査工
機械試運轉工

平削盤工、形削盤工、堅削盤工

航空機總組立工
航空機部品組立工

船體検査工
機械試運轉工

フライス盤工

自動車組立工、修繕工

船體検査工
機械試運轉工

研磨盤工、ラップ盤工

航空機總組立工
航空機部品組立工

船體検査工
機械試運轉工

鐵木工(船臺大工ヲ含ム)

硫酸工
電氣通信機組立工

船體検査工
機械試運轉工

撓鐵工

硝酸工
醋酸工

船體検査工
機械試運轉工

填隙工

ソーダ工

船體検査工
機械試運轉工

板金鋸打工

カーバイド工

船體検査工
機械試運轉工

ガス熔接工

船體検査工
機械試運轉工

船體検査工
機械試運轉工

(別表)
表面緑色刷(元)

國勢調査申告書											昭和十五年十月一日																		
第七回定期指定											第六回現地の所長の職務																		
職務の定指(二)											現(一)																		
兵役の履歴	出生地	本籍地	民籍又は國籍	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	種類	期間	職業	現	前	職務	年月日	出生年月日	性別	出生年月日	性別	性別	出生年月日	性別		
																												職務の定指(一)	職務
申告者	名氏	印捺	人世場	申告者	印捺	人世場	申告者	印捺	人世場	申告者	印捺	人世場	申告者	印捺	人世場	申告者	印捺	人世場	申告者	印捺	人世場	申告者	印捺	人世場	申告者	印捺	人世場	申告者	印捺

ニ關スル専門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業及此等ノ學校ニ於ケル修業年限二年以上ノ選科、別科、特科等ノ修了又ハ二年以上ノ修業量ニ此等ノ學校ニ準ズル各種學校又ハ講習所、養成所、練習所等ノ卒業又ハ二年以上ノ修業

第三種

農學、工學及理學ニ關スル大學ノ卒業又ハ一年以上ノ修業

朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島、關東州及外國ノ學校ノ卒業又ハ修業ニシテ前各號ノ一ニ準ズルモノ

所得稅法改正法律並相續稅法中改正法律に於ける扶養家族控除制度の新設

第七十五回帝國議會の協賛を経た所得稅法改正法律並相續稅法中改正法律はそれぐ昭和十五年三月二十日及三月三十一日の官報號外を以て公布された。今回の稅制改革は中央地方を通ずる本邦稅制度の根本的な改革として注目されるものであるが、其の中特に改正所得稅法及相續稅法中に採用された扶養家族による稅額控除制度は人口政策的觀點からも注目に値ひするものである。其の大要を説明すれば次の如くである。

改正所得稅法の扶養家族控除
稅制改正の中心をなす改正所得稅法は所得をその性質に應じて不動產所得、配當利子所得、事業所得、勤労所得、山林所得、退職所得の六に分類し、各、その負

擔力に應じてそれぐ異なる比例稅率を適用するもので、以上を分類所得稅といひ、此の外に個人の總所得を綜合した額が一定額を超える場合に其の超過部分に對し超過累進稅率を以て併課する場合を綜合所得稅といふ。扶養家族の控除は右の分類所得稅中特に勤労所得(甲種及び乙種)、不動產所得、事業所得及び山林所得について行はれるものである。

即ち扶養家族のある場合には右の稅額から扶養家族一人につき年十二圓の割で控除されるわけで、甲種勤勞所得稅の如くその年の俸給、給料等について源泉課稅される場合には月給なら一圓、半月給なら五十錢、旬給なら三十四錢、週給なら二十四錢の控除となる。

右の扶養家族とは同居してゐる妻、同居の戸主、又は家族中の年齢十八歳未満又は六十歳以上の者、或は不具廢疾者をいふ。扶養家族の有無とその數はその年の一月一日現在(今年は三月一日現在)で定め、其後の出生死亡による變動によつては其の年中は變更されない。

併し扶養家族が前年中に甲種勤勞所得を有し、又は其の年分の事業所得、乙種勤勞所得、山林の所得を有つてをり、百五十圓を超える金額の基礎控除を受けてゐる場合には、此の家族については扶養家族の控除は認められない。

また、ある扶養家族について既に他の分類所得稅に於て扶養家族の控除を受けてゐる場合には、その者についての扶養家族の控除はされないし、又、同居の戸主家族中の二人以上が甲種勤勞所得を受けてゐる場合、その中の一人の稅金中から扶養家族の控除をすれば他の者の稅金からはその扶養家族の控除は認められ

ない。これは他の分類所得稅の場合でも同様である。この場合は同居の戸主家族の分類所得稅(乙種勤勞所得稅、事業所得稅、不動產所得稅、山林の所得稅)をすべて合算し、其の總額から控除されることになる。

認められない。

尚、以上の扶養家族控除の外、生命保險料の控除制度も採用された。自己または家族、或はその相続人を保險金受取人とする生命保險契約がある場合には、契約者本人から申請があれば、前年中に拂込まれた保險料の總額に應じて一定の金額を控除される。

この生命保險料の控除も諸種の分類所得稅に於て重複するを許されないのは扶養家族控除の場合と同様である。

尙参考の爲、今回改正所得稅法中、特に扶養家族控除に關係ある條文を掲ぐれば次の如くである。

所得稅法(昭和十五年三月二十九日)抜萃

第二十四條 甲種ノ勤勞所得ニ對スル分類所得稅ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ年一月一日現在ノ扶養家族一人ニ付年百五十圓ノ割合ニ依リ給與ノ支給期間ニ應ジテ算出シタル金額ノ百分ノ八ニ相當スル金額ヲ分類所得稅額ヨリ控除ス
同一ノ支拂者ヨリ賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ト其ノ他ノ給與トヲ併セ受クル者ニ在リテハ前項ノ控除ハ先づ賞與及賞與ノ性質ヲ有スル給與以外ノ給與ニ對スル分類所得稅ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル